

お申込みの際の必要書類について



このたびはジェイリースをご利用いただきありがとうございます。
お申込みの際は、下記の書類が必要になります。



申込者さま本人を証明する書類

生年月日が記載されている身分証明書が必要です。

運転免許証、健康保険証、パスポート、
在留カード、個人番号カードなど

- * 個人番号カードの場合は、ナンバーが記載されていない状態でご準備ください。
- * 個人番号通知カードは不可です。



個人情報及び法人情報の取扱い に関する同意書

保証委託契約の申込に関して申込者さまの情報を(社)全国賃貸保証業協会(LICC)および(株)日本信用情報機構(JICC)に照会および登録します。

- * 申込者さま本人が署名してください。(代筆が発覚した場合は申込が無効になる場合がありますのでご注意ください。)



申込者さまが下記にあてはまる場合は、追加の書類が必要となります。

未成年の方

親権者同意書（ジェイリース指定書式）が必要です。
* ジェイリースのホームページからDL可能です。

学生の方

これから入学される方は合格通知書が必要です。

就職先が内定している方

内定・採用決定通知書が必要です。

自営業・フリーランスの方

確定申告書、通帳の写し、取引明細書、課税証明書が必要です。

年金を受給されている方

年金振込通知書、年金支払通知書等の年金受給の確認ができる書面が必要です。

外国人の方

在留カード、外国人登録証明書、特別永住者証明書のいずれかが必要です。

生活保護を受給されている方

保護決定通知書などの生活保護の受給が確認できる書面が必要です。

退職予定・無職の方

通帳の写しなど今後の家賃支払い原資が確認できる書面が必要です。

すでに入居中の方

賃料完納証明書（ジェイリース指定書式）が必要です。
* ジェイリースのホームページからDL可能です。

法人のお客さま

商業登記簿謄本が必要です。
* 契約時に印鑑登録証明書の写しが必要です。



J-AKINAI（事業用プラン）をご利用の場合



法人のお客さま

①商業登記簿謄本

②貸借対照表および損益計算書（3期分）

- * 設立して3年未満の場合は1～2期分の決算報告書または試算表が必要です。
- * 新設法人や新規出店の場合は、事業計画書（書式自由）および通帳の写しが必要です。
- * 契約時には、印鑑登録証明書の写しが必要です。



個人事業主 フリーランスのお客さま

確定申告書（3期分）

- * 開業して3年未満の場合は、1～2期分の確定申告書が必要です。
- * 新規開業の場合は、事業計画書（書式自由）および通帳の写しが必要です。

* 記載漏れは、受付できない場合がございますので、可能な限りの項目をご記入、選択してお申込ください。
* 申込者（賃借人予定者さま）は実質的に家賃を管理・お支払いいただく方をお願いします。

【個人情報及び法人情報の取扱に関する条項】

保証委託契約（以下「本契約」という）の申込者（契約者・連帯保証人予定者及び連帯保証人も含む。以下「甲」という）は、ジェイリース株式会社（以下「当社」という）が、本条項に従い、個人情報及び法人情報を取り扱うことに同意いたします。

第1条（個人情報）

個人情報とは、以下の個人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる氏名・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等を含みます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの等も個人情報に含まれます。

- 氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・国籍・職業・勤務先名称・勤務先住所・勤務先電話番号及び月収等の保証委託申込書、保証委託契約書及び保証契約書に記載された属性情報（変更後の情報を含む）。
- 保証委託契約及び保証契約に関する貨物件の名称・所在地及び賃料等の契約情報。
- 保証委託契約及び保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報。
- 運転免許証・パスポート及び在留カード等に記載された本人確認のための情報。
- 個人の肖像又は音声は磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。
- 裁判所等公共機関・官報・マスメディア・電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。
- 特定の個人の身体的特徴を変換した指紋認証データ・顔認識データ等の本人認証情報。
- 個人情報保護法に定める要配慮個人情報。

第2条（法人情報）

法人情報とは、以下の法人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる法人名・代表者名・所在地・電話番号その他の記述等により特定の法人を識別することができるもの等を含みます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の法人を識別することができるもの等も法人情報に含まれます。

- 法人名・代表者名・所在地・電話番号・FAX番号・設立年月・資本金・年商・従業員数・事業内容等の保証委託申込書・保証委託契約書及び保証契約書に記載された属性情報（変更後の情報を含む）。
- 保証委託契約及び保証契約に関する貨物件の名称・所在地及び賃料等の契約情報。
- 保証委託契約及び保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報。
- 登記事項証明書等に記載された法人確認のための情報。
- 裁判所等公共機関・官報・マスメディア・電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。

第3条（関連する個人情報）

当社は、緊急連絡先及び同居人等の甲の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第4条（個人情報の利用目的）

当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- 保証委託契約及び保証契約の締結可否の判断のため。
- 保証委託契約及び保証契約の締結及び履行のため。
- 保証委託契約に基づく事前及び事後求償権の行使のため。
- サービスの紹介のため。
- サービスの品質向上のため。
- ご意見・ご要望又はご相談について、確認・回答又はその他の対応を行うため。
- 賃貸人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため。
- 賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため。
- 上記①から⑧の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供。

第5条（個人情報の第三者への提供）

- 当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ甲本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。
 - 法令に基づく場合。
 - 生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、甲本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、甲本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、甲本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 当社は、以下に該当する場合、甲の個人情報を当該第三者に対し提供します。
 - 第4条記載の利用目的の達成のために、連帯保証人予定者・賃借人・連帯保証人・賃貸人・管理会社・緊急連絡先若しくは同居人等の甲の関係者、又はその他しかるべき第三者に対し提供すること。
 - 甲が、当社が提携する保険会社の保険商品を利用する場合に、保険商品の案内、保険契約の申込・締結のために、当該保険会社及び取扱代理店に対し提供すること。
 - その他甲が第三者に不利益を及ぼすとき当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。

第6条（第三者の範囲）

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当

しないものとします。

- 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います）。
- 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。
- 特定の者との間で共同して利用される個人情報が当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目・共同して利用する者の範囲・利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合。

第7条（家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用等）

- 当社は、甲との本契約締結可否の判断及び本契約の履行・求償権の行使のために、当社の加盟する家賃債務保証情報取扱機関（以下「加盟家賃債務保証情報取扱機関」という）に照会し、甲に関する個人情報が登録されている場合には、当該情報を利用します。
■加盟家賃債務保証情報取扱機関
名称：一般社団法人 全国賃貸保証業協会（略称 J I C C）
住所：〒105-0004 東京都港区新橋 5 丁目 22 番 6 号
ビル：グラシエル B L D G 2 四階 A
電話番号：0570-086-110 URL：<http://jpg.or.jp/>
- 以下の表に定める個人情報は、加盟家賃債務保証情報取扱機関以下に表に定める期間登録され、加盟家賃債務保証情報取扱機関の会員により甲との契約締結可否の判断及び契約の履行・求償権の行使のために利用されます。

	登録情報	登録期間
1	氏名・生年月日・住所・電話番号等の本人を特定するための情報	下記の3又は4のいずれかの登録情報が登録されている期間
2	賃貸物件の名称・住所等賃貸物件を特定するための情報	
3	本契約の申込をした事実	当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6ヵ月間
4	当社の賃貸人に対する支払い状況・求償金支払請求訴訟及び建物明渡請求訴訟に関する情報	契約期間中及び契約終了後債務が消滅してから5年間

- 当社は、賃貸人が甲に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合、加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録する目的で、賃貸人より当該情報の提供を受けます。
- 原則として甲本人に限り、加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録されている個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟家賃債務保証情報取扱機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

第8条（信用情報機関への個人情報及び法人情報の提供・登録・利用、電話接続状況履歴の取得等）

- 当社は、当社が加盟する信用情報機関（以下「加盟先機関」という）及び加盟先機関と提携する信用情報機関（以下「提携先機関」という）に法人貸付情報及び甲の個人情報が登録されている場合には、当該法人貸付情報及び個人情報の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的に限り利用します。
■加盟先機関
名称：株式会社 日本信用情報機構（略称 J I C C）
電話番号：0570-055-955 URL：<https://www.jicc.co.jp>
■提携先機関
名称：全国銀行個人信用情報センター
電話番号：03-3214-5020
URL：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>
名称：株式会社 シー・アイ・シー（略称 C I C）
電話番号：0120-810-414 URL：<https://www.cic.co.jp/>

- 当社は、甲に係る本申込及び本契約に基づく法人貸付情報及び個人情報（本人を特定するための情報（氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・勤務先電話番号・運転免許証等の記号番号等）、並びに法人を特定するための情報（法人名・代表者名・所在地・電話番号等）、申込日及び申込商品種別等の情報（以下「申込情報」という）、契約内容に関する情報（契約の種類・契約日・保証開始日・保証額・賃貸借申込物件情報等）、返済状況に関する情報（入金日・入金予定日・残高金額・完済日・延滞・延滞解消等）、及び取引事実に関する情報（債権回収・債務整理・保証履行・強制解約・破産申立・債権譲渡等））、を加盟先機関に提供します。なお、保証額については賃貸借申込物件の賃料等1ヵ月分に相当する額を登録するものとします。
- 加盟先機関の、当該申込情報の登録期間は照会日から6ヵ月以内です。また、当該個人情報及び法人貸付情報のうち、本人を特定するための情報並びに法人を特定するための情報については契約内容・返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間、契約内容に関する情報・返済状況に関する情報・取引事実に関する情報の登録期間は契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）です。
- 加盟先機関は、当該申込情報並びに当該個人情報及び法人貸付情報を、加盟会員及び提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当

該個人情報及び法人貸付情報を、返済又は支払能力を調査する目的のみに利用します。

- 当社は、加盟先機関から電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、調査年月日・電話接続状況・移転先電話番号が含まれています。）の提供を受け、甲本人が識別される個人データとして取得し、返済又は支払い能力の調査に利用します。
- 甲は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報及び法人貸付情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

第9条（個人情報の当社の提供）

当社は、第4条記載の利用目的のため、連帯保証人予定者・賃借人・連帯保証人・賃貸人・管理会社・仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の甲の関係者より、甲の個人情報の提供を受けます。

第10条（個人情報の開示・訂正等・利用停止等）

- 当社は、当社所定の方法にて、甲本人から、当該甲本人が識別される個人情報又は第三者提供記録の開示を求められたときは、甲本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報又は当該記録を開示します。ただし、開示することにより以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社の判断によりその全部又は一部を開示することはありません。
 - 甲本人又は第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 - 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 - 法令に違反することとなる場合。

- 当社は、当社が保有する個人情報の内容が事実でないことが判明した場合、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに当該情報を最新の情報へ訂正・追加又は削除（以下「訂正等」という）します。
- 当社は、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用している場合、個人情報不正に取得した場合、不正に第三者に提供した場合、利用するの必要なくなった場合、甲本人の権利・正当な利益が害されるおそれがある場合、その他法令で定める場合、甲本人の請求に応じて当該個人情報の利用を停止・消去又は第三者への提供を停止（以下「利用停止等」という）します。ただし、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、甲本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。
- 開示・訂正等・利用停止等を希望の方は当社ホームページ（<https://www.ji-lease.jp/>）を参照いただくか、お問合せ窓口までご連絡ください。

第11条（個人情報の正確性）

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証委託契約又は保証契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報と最新であることについては、甲が責任を負うものとします。

第12条（必要情報の提出）

甲は、保証委託契約の申込・締結又は履行に必要な情報（運転免許証・パスポート等の書類に記載された本籍地・国籍等の情報を含む）を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第13条（個人情報提供の任意性）

当社は、甲から提供を受けた個人情報に基づき保証委託契約及び保証契約の締結可否の判断を行います。必要な個人情報を提供しただけの場合には、保証委託契約及び保証契約の締結をお断りさせていただきます。

第14条（審査結果）

甲は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

第15条（個人情報の管理）

- 当社は、その管理下にある個人情報の紛失・誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。
- 当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第16条（個人情報取り扱い業務の外部委託）

当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第17条（統計データの利用）

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第18条（個人情報管理責任者）

ジェイリース株式会社 経営管理本部長

第19条（問い合わせ窓口）

個人情報に関する苦情、利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等又はその他のご質問・ご相談若しくはお問い合わせにつきましては、以下の問い合わせ窓口までご連絡ください。

ジェイリース株式会社 お客様相談窓口

電話番号：0800-500-2103
受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日除く）9:30～18:00
第20条（備考）
甲が法人の場合、第7条は適用外とします。

● 私は、【個人情報及び法人情報の取扱に関する条項】に同意のうえ申込を行います。 ●

ジェイリース 法人用 入居申込書兼保証委託申込書

審査受付FAX : 0570-006-660

審査担当 電話受付時間 10:00 ~ 17:00

※ご入居者さまから当社へ直接のFAXはご遠慮ください。

☐ 再送の場合チェック回してください

*記載漏れは、受付できない場合がございますので、可能な限りの項目をご記入、選択してお申込ください。
*(保証人・保証委託者(貴借人予定者さま)は実質的に家賃を管理・お支払いいただく方をお願いします。)

右の記載内容を確認の上で「直筆」に申し込みます。また本紙の「入居申込書兼保証委託申込書」に事実とは異なること、虚偽の記載、代筆のいずれかが発覚した場合は、申込が無効となり契約が解除されてもご入居者さまから当社へ直接のFAXはご遠慮ください。

事業用申込は記入必須

物件利用 業態	☒ 飲食	☐ 不動産	☐ 福祉	☐ 美容	☐ 健康	☐ 卸・小売	☐ 情報通信	業 務 内 容 例) ラーメン屋、事務所、瘦身エステ・脱毛サロン・整体等 ※事業用は記入必須※
	☐ 建設	☐ 医療	☐ 製造	☐ 運輸	☐ 教育	☐ 金融・保険	☐ サービス	
	お弁当・テイクアウト専門店							
	フリガナ カブシキカイシャ ジェイアンドエヌ							
	フリガナ ジゲン ナオマサ							
	法人名 株式会社 J&N							
	代表者名 慈眼 尚政							
	現住所 〒 012-3456 大阪 都道府県 大阪府 市区町村 大阪市中央 区 市 町 村 大手町5-6-7							
ご担当者 東山 愛実		設立		西暦	2000 年 10 月	年商	500,000 万円	
事業内容 健康食品のプロデュース、ワークアウトジムの経営				資本金	1,000 万円	従業員数	500 人	
申込理由 店舗移転のため								

実入居者	フリガナ		☐ 男	生年月日		続柄		携帯電話		勤務先	
	①氏名		☐ 女	生年月日		続柄		携帯電話		勤務先	
	フリガナ		☐ 男	生年月日		続柄		携帯電話		勤務先	
	②氏名		☐ 女	生年月日		続柄		携帯電話		勤務先	

*法人代表者さまのご家賃の情報を記入ください。ご家賃を緊急連絡先に出来ない場合はご親族の住所・連絡先をご記入ください。

緊急連絡先	フリガナ	ジゲン	マサシ	生年月日	西暦	1953 年 06 月 04 日
	氏名	慈眼	将司	性別	☒ 男 ☐ 女	続柄 代表者の父
	自宅電話	05 - 2222 - 0001	現住所	兵庫 都道府県 神戸 市区町村 市 仲町9-8		
	携帯電話	080 - 1234 - 5678				

*法人申込の場合は、原則連帯保証人に法人代表者をいただきます。※外国人の場合は在留カードの添付をお願いいたします。

代筆不可 本人がご記入ください。	フリガナ		生年月日	西暦	1982 年 11 月 12 日			
	氏名		運転免許証番号 お持ちの方のみ	123456789870	性別	☒ 男 ☐ 女	続柄	法人代表者
	自宅電話	06 - 0002 - 0003	携帯電話	080 - 0003 - 0002				
	現住所	〒 012-4567 大阪 都道府県 大阪府 市区町村 大阪市中央 区 市 山田3丁目4-7						
	名称	フリガナ カブシキカイシャ ジェイアンドエヌ	*転勤・転職の場合は転勤先・転職先を、派遣社員の場合は派遣元を、学生の場合は学校名をご記入ください					
	電話	06 - 3333 - 0001	☒ 正社員 ☐ 自営業 ☐ 契約社員	☐ 派遣社員 ☐ 年金 ☐ 生活保護				
	住所	〒 012-3456 大阪 都道府県 大阪府 市区町村 大阪市中央 区 市 大手町5-6-7	☐ 主婦 ☐ 大学(院)生 ☐ 専門学校生	☐ 無職 ☐ 障害年金 ☐ その他				
	事業内容	お弁当・テイクアウト専門店	年収	2000 万円	勤続年数	年 月 収入日 25 日		

申込日	2023 年 1 月 9 日	入居予定日	2023 年 2 月 1 日	家賃	180,000 円	税 込 金 額 ご 記 入 く だ さ い
物件名	セントラルアーバンビル	号室	1階	共益費・管理費	20,000 円	
物件所在地	〒 012-5678 大阪 都道府県 大阪府 市区町村 大阪市東 区 市 中央町5-6	駐車場料金	0 円			
敷金	360,000 円	水道料・町費	0 円			
保証金						

形態	☒ 新規申込	*TRCはトランクルーム・収納スペース	プラン	☐ Jウイングフラット 毎月毎年型	☐ Jサポート 一括型
用途	☐ 既に入居中		☐ Jウイング 毎年型	☐ Jフラット 毎月型	
	☐ 住居用	☒ 事業用	☒ J-AKINAI 事業用	☐ 学生プラン 住居用	
	☐ 駐車場	☐ TRC*			
月額総賃料	200,000 円				

申込不 協定業者様	会社名	〇〇不動産株式会社	仲介 客付 業者 元付	会社名	◆◆不動産株式会社
	支店名	大阪支店		支店名	◆◆
	TEL	000-000-0000		TEL	333-333-3333
	FAX	000-000-0001		FAX	333-333-3334

FAX
24時間
受付

FAX:050-3606-1717

webフォームで
ご送客はこちら



ご入居者様ご送客シート

ライフライン(インターネット・電気・ガス・水道・WS)のご案内をレプリス株式会社より差し上げます。

ご案内サービス

※必須 ご案内項目	☐ 電気・ガス・水道・WS・インターネットのご案内 ☐ 電気・ガス・水道・WSのご案内(インターネット無料マンション)
--------------	--

各種ライフライン情報 ※該当する項目があれば、ご記入ください。

電気	☐ オール電化 ☐ 一括受電・電気代込み等
ガス	☐ 都市ガス ☐ プロパンガス 会社名() ご連絡先() ※プロパンガスの際は、ご記入ください。
水道	☐ 料金固定・共益費込み

ご入居者様情報

フリガナ				生年月日	S・H	年	月	日
※必須 お名前								
※必須 新居住所	〒							
※必須 物件名								
※必須 部屋番号				入居予定日				
※必須 ご連絡先				E-mail				
ご案内日時	いつでも ・ 指定(月 日 時)							
備考								

お問合せはこちら

【レプリスコールセンター】



0120-957-125

受付時間: 10:00 ~ 20:00(土日祝可)

会社概要

レプリス株式会社 <https://www.lepris.co.jp>

大阪市西区南堀江1-7-4 マルイト南堀江パロスビル7階
TEL: 06-7655-4775

不動産会社様記載欄

会社名	千野建物管理株式会社	ご担当者名	
特記事項			

新生活をはじめられる方へ!
**ライフラインの
 無料お手続き**
 ただ今実施中!

ご新居でのインターネット・電気・ガス・水道を
もっと得に! 快適に!

ライフラインのお手続きはお任せください。

ライフラインお手続きの専門オペレーターより、お客様に最適なライフラインプランをご案内させていただきます。プラン調査・ご案内は全て無料です。

新生活に必要な4つのお手続きを一括で!



- まとめてお手続きができるので、1社1社の連絡が省けます!
- ご希望の時間・曜日にお手続きが可能です!
- お得にご利用いただけるプランをご案内いたします!



割引あり!

**インターネットの
お手配**

新居で使える
インターネットを調査します!

ご利用中のスマートフォンと、
セット割引が適用されます!



最短手配!

電気のお手続き

入居日に合わせて最短で
お手続きいたします。

新電力でお安く
ご利用いただけます!



開栓工事まで!

ガスのお手続き

入居日に合わせて
開栓工事を行います!

新ガスでお安く
ご利用いただけます!



ご案内します!

水道のご案内

ご住所に合わせて
管轄の水道局を
ご案内いたします!

新生活に必要なお手続きは、レプリス株式会社まで!

ご新居での生活を快適に過ごしていただけるようサポートさせていただきます。



**0円
お手続き
無料!!**

まずはお気軽にお電話ください!

☎ 0120-957-125

受付時間 / 10:00~20:00 (年末年始を除く)

ライフラインのお手続き・ご案内は全て**無料**です!

【FAX 送信先】 050-3606-1717

ご記入後は必ずFAXをお願いします。
本申込書はコピーを取り、貴社保管をお願いします。原本は会員様にお渡しください。

くらしあんしんサポート24加入申込書

私は会員規約に同意し、個人情報の取り扱いに関して確認いたしましたので『くらしあんしんサポート24』に申込致します。

お申込日	西暦	年	月	日
------	----	---	---	---

ご入居日	西暦	年	月	日
------	----	---	---	---

入会費:16,500円 (2年間・税込／初年度2年・更新2年)

お申込の方記入欄	フリガナ					性別	1.男	2.女
	氏名 (ご本人署名) ※名義の変更はできません。※法人契約の場合は、加入者を限定していただき、下の同居家族にご記入ください。					生年月日	西暦	年
						月		日
	フリガナ							
	入居先	〒 - マンション・アパート名(棟名) 号室						
電話番号 ①	()			電話番号 ②	()			

同居家族	フリガナ		続柄	フリガナ		続柄			
	氏名			氏名					
	生年月日	西暦	年	月	日	生年月日	西暦	年	月

※同居している家族のみご記入ください。

取次店記入欄	物件管理先	取扱店印
	☐ 自社 ☐ 他社 ☐ 家主 ☐ その他	
	管理会社名(家主名)	
	連絡先	
	担当者名	

【会員様へ】

トラブル専用窓口はこちら!携帯電話からもOK! ※住所変更の場合もこちらへご連絡ください。



0120-24-1414

1.総則

■第1条(規約)

1.この規約(以下「会員規約」といいます)は、レプリス株式会社(以下「当社」といいます)が提供するくらしあんしんサポート24(以下「本サービス」といいます)を、第3条に定める会員が利用する際に適用します。

2.当社は、本サービスの運営上、個別的なサービス毎にその利用の取扱いや利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます)を設けることがあります。それらの諸規定は会員規約の一部を構成するものとしま

■第2条(会員規約の変更)

1.当社は、目的の遂行に必要な場合又は経済情勢の変動等のやむを得ない事情が生じた場合は、会員等の承諾又は会員等への事前通知なく会員規約を追加若しくは変更できるものとします。この場合、本サービスの利用料や料金、変更後の規約に基づく内容に変更の必要がある場合は、当社およびサービス提供企業の運営するホームページにて告知します。

■第3条(定義)

1f.「会員」とは、会員規約に同意の上、当社所定の入会申込み手続き(会費の支払いを含みます)を行う、当社がこれを承諾した者を行います。会員希望者は本サービスの申し込みを行って時点で会員規約の内容を承諾したものとみなします。

2f.「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける居住として入会申込み指定した住居をい

3f.「同居人」とは、会員がサービス対象物件において入会申込み時点で、同居している二親等以内の方をい

ます。ただし、あらかじめ当社所定の入会申込書に記載された方に限定して本サービスが受けられるものと

します。記載、届出が無い方は本サービスの対象外とし

4.会員と同居人を合わせて、会員等と記載するものと

5.会員には「個人会員」と「法人会員」があり、「法人会員」は、法人がサービス対象物件を住宅等として利用することを目的に当社と法人全額で契約(住宅1室につき1契約取扱いとします)をし、当該法人の役員又は従業員その他の使用人等が本サービスの対象物件に入居する場合に限ります。ただし、「法人会員」は、あらかじめ当社所定の入会申込書に記載された方(以下「サービス会員」といいます)に限定して本サービスが受けられるものと、記載、届出が無い方は本サービスの対象外と

■第4条(本サービスの利用及び種類)

1.会員は、会員規約の定めるところに従い本サービスを利用することができます。

2.同居人も同様に本サービスを利用できるものとします。ただし、会員規約又は諸規定等に特段の定めがある場合はこの限りではありません。

3.会員は、同居人及びサービス対象者が本サービスを利用する場合においては、同居人らおよびサービス対象者に会員規約や諸規定を自らが遵守させる義務を負うものと

します。

4.本サービスの個々の内容、利用方法や時間等は、当社発行のパンフレット(以下「パンフレット」といいます)等で会員が確認できるものと

します。

5.本サービスは、日本国内に限り提供されるものと

■第5条(譲渡禁止等)

会員は、本サービス会員としての権利を第三者に譲渡し、売買、質権の設定その他の担保供する等の行為はできないものと

■第6条(会員登録)

当社が入会の申込みを承諾し会員になった方に対して、1会員(1契約)につき1つの会員登録を行います。

■第7条(有効期限と更新)

(1)本サービスの有効期間は申込日の3日後または、申込書類の物件入居日のどちらか遅い日から開始します。

(2)入居者が入居後に本サービスに加入する場合の有効期間は、申込書記載の申込日の3日後から開始します。

(3)当社の質入者もしくは質入代理の地位が他に移転した場合、または当社と会員のサービス対象物件の質借契約が終了となった場合、会員は資格を喪失し、本サービスは終了するものと

します。

(4)会員が本サービスを更新する場合、当社が定める会費を支払うものと

■第8条(変更の届出)

1.会員等は、当社に届け出た申込情報に変更があった場合は、当社所定の方法により速やかに変更手続きを取るものとします。また、申込情報の変更は会員等の申し出により行います。

2.前項に定める変更手続きが行われなかったことや変更手続きの遅延により、会員等が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものと

します。

3.会員等は、申込情報に変更があるにもかかわらず、その範囲を行わなかったときは、本サービスを受けられない場合があります。

■第9条(会員登録の紛失)

1.会員等は、会員登録を紛失した場合、速やかに所定の方法で当社に届出するものと

します。

2.前項届出が無かったことで会員等が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものと

■第10条(加入資格の取り消し)

1.会員等が希望する場合には、退会希望日の30日前までに届出するものと

します。

2.会員等が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく、会員資格を取り消すことができると

し、当社は即時に本サービスの提供を停止できるものと

します。

(1)入会申込み時に虚偽の申告をした場合

(2)会員規約又は諸規定の定めに従反した場合

(3)不要な問い合わせや悪質なたずら等本サービスの業務に支障をきたした場合

(4)当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合

(5)本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合

■本サービス利用時において、当社又は業務委託先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社及び業務委託先の業務を妨害し、若しくは業務に支障を与えた場合

(7)会員等が対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した

場合

(8)会員等が本サービスを提供する際に、当社又は業務委託先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあることが判断した場合

(9)当社の管理にもかかわらず、滞滞した状態を期限内にお支払いいただけない場合

(10)その他、当社が会員として不適切とみなした場合

■第11条(個人情報)

1.当社は、本サービスの申込みまたは利用等を通して知り得る会員の個人情報(以下「個人情報」といいます)について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって適正に管理しま

2.会員は、当社が次の場合において個人情報を使用する

ことにあらかじめ同意するものとします。

(1)本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発、又は改善等にとって立たるための各種アンケートの実施

(2)本規約に記載のあるサービス提供企業、再委託先への会員の個人情報の提供

(3)本サービスの業務遂行にあり当社は第三者に業務を委託する場合がある。この場合業務遂行に必要な範囲で、当該委託先、提携先及びサービス提供会社(以下「提供会社」といいます)への会員等の個人情報の提供

(4)個人または公共の安全を守るために緊急に開示の必要性がある当社が判断したとき

(5)本サービスの運営維持のため、又は当社の権利若しくは財産保護等に必要不可欠と判断したとき

(6)申込承諾作業並びに本サービスの提供及び問合せ対応のため

(7)本サービスに関する情報を通知するため

(8)当社及び提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため

(9)本サービスの本来的・付帯的な機能、サービス等の提供若しくは会員の依頼に基づくサービス提供のため、提供会社との間で取次ぎをする場合、又は共同利用する場合

(10)その他、当社が会員のために必要と適正理由によりと判断したとき

3.会員は当社及び提供会社が会員の以下の個人情報を取

得た方法で取得し、これを利用することに同意しま

す。

(1)姓名、敬称、生年月日

(2)郵便番号、住所、電話番号及びメールアドレス等の連絡先

(3)その他当社が必要と判断した事項等

4.第2項(9)の共同利用サービスは以下の通りです。

・株式会社ライフィン24

■第12条(会費)

1.会員等は、本サービスを利用するにあたり、所定の会費を支払うものと

します。

なお、支払われない会費は、当社が申込を承諾したか

た場合を除き、解約・取り消し・解除等の場合でも返還し

ないものと

■第13条(免責)

1.当社は、会員等が本サービスの利用によって生じた会員の損害(他者との間で生じたトラブル等に関する損害等を含む)等について、一切の責任を負いませ

2.当社は、会員等がその有効期間中に本サービスを利用できなかったことによる不利益の発生等について、一切の責任を負いません。

3.報復の利用について、これを会員等に強制するものとし

はなく、利用した責任は会員等に帰属するものと

します。

4.当社は、会員等が10条2項各号に該当する場合、またはその恐れがある当社が判断した場合、その他やむを得ない理由で、本サービスの提供をお断りする場合があります。

(1)会員に不正な行為があった場合又は会員が不正な行為を行うおそれがある場合

(2)サービスを規約外の内容で利用しようとした場合(サービス対象物件に関し会員との質借借契約の範囲外について本サービスの提供を含む)

(3)サービス利用時において、当社または業務委託先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社及び業務委託先の業務を妨害または、業務に支障を与えた場合

(4)会員の対応、態度、行動等から判断し、適正にサービスを提供する事が困難であると判断した場合

(5)サービスを提供し、当社または業務委託先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあることが判断した

場合

(6)その他、当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

■第14条(管轄裁判所)

本サービスに関し訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所と

2.生活相談ダイヤル

■第15条(目的)

生活相談ダイヤルは、会員等の様々なトラブルに関して、必要な手続きの案内や、専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介など、会員等に対し、情報を提供し、会員等のトラブルの解決をサポートするものと

■第16条(サービス内容)

1.生活相談ダイヤルは会員等から専用フリーダイヤルにて問合せがあった事項に関して、次の情報を提供するため、トラブル解決のサポートを行うものと

します。

(1)トラブルの解決のために必要となる必要措置等の案内

(2)行政機関窓口、消費者保護団体、カウンセラー等の専門家の紹介

(3)その他、トラブル解決のために必要な情報

2.健康・医療相談に関しては、健康・医療・介護・育児・メンタルなどのご相談について保健指導の範囲でアドバイ

スを行うものであり、診療・医療行為ではありません。

病院情報や健康に関する情報を提供するサービスです。

3.次の事項に関しては、サポートの対象外と

します。

(1)恋愛・信仰など、精神的な価値観に関する事項

(2)法令や社会通念に反する事項

(3)その他、情報提供が著しく困難と認められる事項

(4)その他、当社が対象外と判断した事項

■第17条(利用料金)

1.会員等は、本サービス有効期間内において、年間合計3回まで無償で問合せを行うことができます。

2.生活相談ダイヤルによる情報提供後の次の費用については、本会の負担になります。

(1)書類申請等にかかる費用等

(2)弁護士・カウンセラー等個別に相談を行う場合の報酬等

(3)その他、紛争解決のために発生する費用等

3.トラブルサポート

■第18条(サービス内容)

1.会員等は次の各号のトラブルが生じたとき、専用フリーダイヤルで、24時間365日、トラブル解決のための情報提供または緊急サポートを受けることができます。

(1)鍵の紛失又は故障等、鍵のトラブル

(2)水まわりのトラブル

(3)ガラスのトラブル

(4)ガス・給湯器のトラブル

(5)電気のトラブル

(6)建具のトラブル

(7)家具・電器の故障

2.緊急サポートの緊急対応の定義は次の通りと

します。

(1)初期緊急サポート対応を「一次対応」といいます(60分以内の部品代を除く作業代は無料です)。

(2)部品交換や特殊作業が必要な場合で、再度訪問及び作業をする場合を二次対応とい

います。

3.緊急サポートを会員等が受ける場合、次の提示が必

要となります。

(1)会員登録、又は入会申込書

(2)免許証、又は顔写真と現住所が印字されている且つ、1枚で確認が出来る身分証明書(ただし、免許証等の身分証明証が住所が本サービス対象物件の所在地との一致が必須)

4.作業費・部品代補助金サービス

■お見舞金の請求を行うときには、会員はお見舞金請求書に次の書類を添えて当社に提出するものと

し、当社が指定した期日までに提出がされなかった場合には、支給しないものと

します。

①警察署が発行する侵入盗難事故証明書、事故発生番号

とあること。

②当社が適切と判断すべき合理的理由があること。

5.緊急サポートで作業を行った際には、管理会社とその関係各社らの状況報告のため現場写真を取る場合があることを予め承諾するものと

■第19条(利用料金)

1.会員等は、緊急サポートを、有効期間内において24時間365日、専用のフリーダイヤルで、無料にて利用できると

します。ただし、第18条第1項の場合で、同条第2項(1)に記載する時間を超えた作業代金、又は同条第2項(2)に記載する部品交換や特殊作業が必要になった場合の部品代等や作業代金、第18条第1項に記載する補助金額を超えた場合、現地に会員の実費負担と

します。

2.緊急サポートを受けた後には、二次対応が必要となった場合、会員等は質入人又は当社の承諾を得た上で、別途費用(作業料金・部品代)で当社にサービス依頼すること

ができます。

3.当社は、利用料金等の請求書類を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものと

■第20条(免責)

次の各号のいずれかに該当するトラブルは緊急サポートの対象外と

します。

(1)入居当初から故障・破損のトラブル

(2)建物共用部分に関するトラブル(共用廊下、エントランス等)

(3)火災が起きていない場合のトラブル

(4)午後5時以降午前9時までの時間帯における破綻による解錠の依頼

(5)会員および会員の同居者以外からの要請

(6)申込書に記載の無い物件でのトラブル

(7)遠慮・他意等の理由で原状回復のための要請

(8)専用フリーダイヤルを利用しない場合

(9)当社サービス以外に要請し対応された場合

(10)会員が、会員規約等に違反した場合

(11)自然災害、天災、暴動等と起因する場合

(12)天災地変等の自然災害によりサービス対象物件の到着が困難であると判断した場合は本サービスのコールセンターに問い、会員からの受電が困難な場合

(14)会員の住所が福岡、鳥取及び当社のサービス提供が困難な山間部に変更になった場合

(15)その他当社が不適切と判断した場合

4. 補助金給付制度

■第21条(サービス内容)

会員等は次の各号の補助金制度を利用することができます。

(1)バックアップサポート

本サービス入会期間中に、サービス対象物件で、侵入盗難被害に遭い、被害に遭った日から3ヶ月以内にサービス対象物件が会員本人が転居する場合に、その転居費用の一部としてお見舞金(以下「お見舞金」といいます)最大10万円を給付します。

(2)宿泊補助金

鍵の紛失又は故障等、鍵のトラブルにおいての緊急サポート時に、解錠が出来なかったことにより会員等が有料宿泊施設を利用した場合、発生した宿泊基本料金の7割補助として、最大10,000円までを支給しま

す。

(3)ガラス交換補助金

ガラスのトラブルにおいての緊急サポート時に、ガラス交換等の有価部品交換が発生した際の補助金として、最大30,000円までを支給します。ただし、保険会社から当該事故の保険金支払いがなされた場合は、当社は支払いません。

(4)自転車修理補助金

本サービス入会期間中に会員所有の自転車が破損し会員等が修理費用を支払った場合、本制度に従って自転車修理補助金サービスとして修理補助金を支給します。なお、給付金額は第22条(4)記載の自転車修理専門店の発行した領収書の金額または2,000円のいずれか低い金額と

■第22条(各種給付条件および支払方法)

(1)バックアップサポート

◆本サービスにおいてお見舞金は、次の全ての条件を満たしている場合に限り給付します。

①サービス対象物件に対する第三者による侵入盗難被害が生じ、3ヶ月以内当該物件の引越しを完了し、かつの転居先の有価借物件との質借契約の解除が完全に行われていること

②侵入盗難被害があった日から3ヶ月以内に、本サービス対象物件が破損したことが完了していること

③転居先の物件が、当社取次店の仲介・斡旋であること

④お見舞金の支払いは、有効期間1回に限りします(2回目以降は対象外です)。

⑤支給に際し、当社が指定する必要書類を期日までに全提出していること。

⑥当社が適切と判断すべき合理的理由があること。

◆お見舞金をお支払いできない場合

次の各号の、いずれかに該当する場合は、お見舞金は給付されません。

①会員等の不在中に施錠されているかた場合の侵入盗難被害、及び会員等の故意又は重大な過失による侵入盗難被害、その他会員等の犯罪行為や会員等の間接行為による侵入盗難被害

②室外ベンダにおける盗難被害

③会員及び会員の同居人、親族、使用人、止居人、監守人その他サービス対象物件に出入ることができる者が加担した行為による侵入盗難被害

④会員及び会員の同居人、親族、使用人、止居人、監守人その他サービス対象物件に出入ることができる者が在宅中の侵入盗難被害

⑤戦争その他の変乱による侵入盗難被害

⑥地震、噴火、風水害、火・雷・雪災その他の天災の影響のもとでの侵入盗難被害

⑦燃焼燃料物質または燃焼燃料物質に汚染された物の放射特性、爆発性その他有害な特性の発生の影響のもとでの侵入盗難被害

⑧前号以外の放射線照射又は放射能汚染による侵入盗難被害

⑨盗難の被害が無かった場合

⑩警察に速やかに届出をしていない場合

⑪侵入盗難被害が発生した日から数え5日以上、当社に報告しなかった場合

⑫警察署が発行した領収書の日付から数え5日以上、当社に報告しなかった場合

⑬「転居先の入居する住宅物件の「仲介・斡旋不動産業者」による入居確認の報告

⑭会員等が、会員規約等に違反した場合

⑮その他当社が不適切と判断すべき合理的理由がある場合

◆お見舞金請求の受付

1.当社は、お見舞金請求の受付後、侵入盗難事故事故の調査(バックアップサポートに依頼する各機関に合わせを含みます)を行うものとし、会員は事故発生後、速

やかに次の各項に掲げる事項を当社に報告するものと

2.当社は、会員から事故報告を受けた場合、次の事項をご連絡するものと

します。

①住所・氏名・電話番号・性別

②被害の発生日時と状況

③警察への通報届けの有無

3.お見舞金の請求を行うときには、会員はお見舞金請求書に次の書類を添えて当社に提出するものと

し、当社が指定した期日までに提出がされなかった場合には、支給しないものと

します。

①警察署が発行する侵入盗難事故証明書、事故発生番号

とあること。

②当社が適切と判断すべき合理的理由があること。

5.緊急サポートで作業を行った際には、管理会社とその関係各社らの状況報告のため現場写真を取る場合があることを予め承諾するものと

◆お見舞金の支払

①当社の調査により、会員の申告した被害がバックアップサポートの対象となる事故であると判断されたときは、再入居の費用の一部として、最大10万円のお見舞金を給付するものと

します。

◆他の給付との関係

バックアップサポートによるお見舞金の給付は、他のサービス、保険等からの給付とは無関係に行うものとし

(2)宿泊補助金

◆宿泊補助金給付対象であると判断した時は、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに宿泊補助金をお振込みするものと

します。

①宿泊補助金は、年に1回までのサービスであること。

②利用宿泊施設の宛名、日付入りの領収書を該当日を含め、当社へ5日以内に提出すること。

③当社所定の補助金申請用紙を該当日を含め、当社へ5日以内に提出すること。

④当社が適切と判断すべき合理的理由があること。

(3)ガラス交換補助金

◆ガラス交換補助金給付対象であると判断した当社は、会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までにガラス交換補助金をお振込みしま

す。

①ガラス交換補助金は、年に1回までのサービスであること。

②他の保険会社より当該事故による保険金の支払いがなされていないこと。

③当社所定の補助金申請用紙を該当日を含め、5日以内に当社に提出すること。

④自転車修理補助金

◆自転車修理補助金給付条件

◆自転車修理補助金(以下「補助金」といいます)給付の条件は次の通りです。なお、補助金は、次の全ての条件を満たしている場合に限り給付されます。

①会員等自身の所有の自転車を、自転車修理専門店で修理したこと(会員等自身が修理した場合は給付対象外と

します)。

②自転車修理専門店で修理を依頼する前に、当社へ報告していること。

③補助金の支払いは、有効期間中1回に限りします(2回目以降は対象外です)。

④除く事由

次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金は支給されません。

①会員等の所有ではない自転車の修理

②盗難被害

③戦争その他の変乱による破綻被害

④地震、噴火、風水害自然災害その他の天災の影響のもとでの破綻被害

⑤燃焼燃料物質又は燃焼燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の発生の影響のもとでの破綻被害

⑥前号以外の放射線照射又は放射能汚染による破綻被害

⑦破損が無かった場合

⑧自転車修理専門店へ修理を依頼する前日当社へ報告がなかった場合

⑨自転車修理専門店が発行した領収書の日付から数え5日以上、当社に報告しなかった場合

⑩会員等が、会員規約等に違反した場合

⑪会員等が、故意に自ら事故を起こした場合

⑫その他当社が不適切と判断する合理的な理由がある場合

⑬補助金請求の受付及び支払い

会員等は自転車修理専門店が発行した領収書の日付から5日以内に次の各事項を当社に報告し、当社所定の申請をするものと

します。なお、当社は、補助金請求の受付業務及び当社が必要と判断した調査業務を行います。なお、当社が、自転車修理補助金サービスの対象修理であると判断したときは、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに補助金を振り込むものと

します。

◆当社の補助金申請受付時の確認事項

①住所、氏名、電話番号・性別

②被害が発生した日付時と詳細な状況

③警察への通報届けの有無

◆当社に対して補助金請求を行う場合、会員は次の資料を提出するものと

します。

①当社所定の自転車修理補助金申請書

②自転車修理専門店が発行した領収書

③会員の本人名義の金融機関口座番号等の情報

④その他当社が必要と認める書類

5.割引サービス

■第23条(目的)

当社は会員等に対して、身の回りのサービスを会員割引価格にて提供しま

■第24条(利用方法)

会員等はパンフレットに記載された内容等に従って自らの責任と負担により専用フリーダイヤルから割引サービスを利用できるものと

■第25条(内容の変更・注視)

当社が定める割引サービスについて、その他必要に応じて会員承諾、又は事前通知なくサービス内容を変更し、または一部もしくは全部を中止できるものと

■第26条(免責)

割引サービスは会員が自らの責任と負担において提供会社と利用するサービスであり、割引サービスの利用により会員等が損害を受けた場合であっても、会員等は自らの責任と負担においてその問題解決にあたるものと、当社に故意または重大な過失がない限り、損害賠償、いかなる責任も負わないものと

6.生活サービス

■第27条(目的)

生活サービスは、会員の暮らしに役立つ様々なサービス(以下「生活便利別サービス」といいます)がそれぞれ、会員等に提供するものと

■第28条(利用資格)

生活サービスは、会員等に限り利用できるものと

■第29条(利用方法)

会員等は、会員規約及びパンフレットに記載された内容のほか、各生活サービスに関し、生活サービス提供会社の定める規約等にしたがって当該生活サービスを利用するものと

ただし、生活サービスの提供時間は、各生活サービスにより異なります。

■第30条(内容の変更・中止)

当社は、生活便利サービスの遂行に必要な場合その他必要に応じて、会員の承諾又は会員の事前通知なく内容を変更し、サービスの提供の一部又は全部を中止できるものと

します。

また、当社は予告なしに生活便利サービスの提供を中断することができると

します。

(1)震災・火災・洪水・津波・戦争・騒乱・労使争議

(2)生活サービスに係わる個人、法人又は団体を諍訴中とする行為

(3)サービスに係わるシステムの定期的または緊急に行う保守・点検

(4)その他予備でない事態

■第31条(禁止行為)

会員等は、次の行為を行ってはならないものと

します。

(1)生活サービスを営利目的で利用する行為、生活便利サービスを過して営利を得る目的の行為

(2)パンフレットに記載されている内容を超えるサービスの提供を求める行為、又は本規約を逸脱する行為若しくはそれに類する行為

(3)生活サービスに係わる個人、法人又は団体を諍訴中とする行為

(4)生活サービスに係わる個人、法人又は団体が保有する著作権、財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害する恐れがある行為

(5)生活サービスに係わる個人、法人又は団体に不利益若しくは損害を与える行為、又は与える恐れのある行為

(6)政治・選挙・宗教活動及び個人の思想による活動の一切と、それに類する行為

(7)犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為、又はそれに類する行為

(8)法律に違反する行為又は違反の恐れのある行為

(9)その他、生活サービス利用の一般的のマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切と判断される行為

■第32条(提供の拒否)

次の事由に該当した場合、当社及びサービス提供会社は、生活サービスの提供を拒否することができるものと

します。

(1)会員等が、本規約に違反した場合

(2)会員等が、前条の禁止行為を行なった場合

(3)当社が会員等として不適切と判断した場合

■第33条(問題解決)

会員が、生活サービスを利用して又は利用しようとして受けた損害や生活サービス提供会社の過失、業務不履行により損害を受けた場合、自らの責任と負担において生活サービス提供会社との間で問題解決にあたるものと、当社は一切責任を負いません。

■第34条(免責)

当社は、当社の責に帰さない事由により生じた損害については、その責を負えるものと

します。

会員規約またはパンフレット記載内容の違反等、会員の責めに帰すべき事由により生じた損害等についても、その責を負え

るものと

します。

当社は、当社のために解すべき事由により生じた損害については、その範囲内での損害賠償の責任を負うものと

します。また、会員等が生活サービス利用の際、電話、携帯電話などの機種や設定が適応する方を対象とし、この条件に該当しない方の動作結果や会員側の何らかの不良によって、生活サービスが正しく機能しない場合でも、当社は一切責任を負いません。

個人情報取得同意書

あなたの個人情報を書面で取得するにあたり、下記の事項を明示します。

個人情報保護取扱事業者
千野建物管理株式会社

1. 利用目的について

お客様より取得いたします個人情報〔お名前、生年月日、ご住所、電話番号、メールアドレス、性別、勤務先、年収等、これらのうち1つまたは複数を組み合わせるにより個人を特定、識別することのできる情報をいいます〕は、以下の目的のために利用いたします。

〔利用目的〕

- ① 不動産の管理・売買・賃貸・仲介等の事業（取引）に関連・付帯する商品・情報・サービスの提供・契約の履行のため。
- ② 上記①の利用目的達成のための郵便物・電話・電子メール等による営業活動、顧客分析、市場調査、商品企画等の調査分析、アンケートの協力依頼等のため。

2. 共同利用について

お客様より取得いたします個人情報は、上記1.の利用目的のために、千野建物管理株式会社の他、株式会社LogProstyleその子会社及び関連会社からなる企業グループで共同利用いたします。

3. 関係者への提供について

お客様より取得いたします個人情報は、上記1.の利用目的に必要な範囲で、書面、郵便物、電話、電子メールにより、以下の第三者へ提供いたします。

- ① 不動産管理における付帯業務に係る会社（業務委託先、金融機関、保険会社、施工会社、該当物件所有者等）
- ② その他、上記1.の利用目的の達成に必要な範囲の第三者

なお、お客様ご本人の申し出があった場合、法令に基づき第三者への提供は停止いたします。ただし、各種必要なお案内ができなくなる場合がございますので、詳細はご相談ください。

4. 個人情報の取扱いの委託を行う場合

アンケート等から取得する個人情報については、外部のサーバを利用し管理を行っております。外部委託先については個人情報保護の観点から委託先としての選定評価を実施しています。

5. 個人情報の開示等の請求について

当社は、保有個人情報について、利用目的の通知、開示、訂正、追加又は削除、利用の停止、消去又は第三者への提供の停止を求められた場合は、これに応じます。その場合の問合せ窓口は、下記個人情報保護管理者です。

6. 個人情報の提供の任意性

個人情報の提供は任意です。ご提供いただけない場合は、お問合せについて正確なご回答を行うことができない場合がございます。

7. プライバシーポリシーの公開および改訂

本プライバシーポリシーについては、弊社ウェブサイト

(<https://www.chinokanri.co.jp/privacy-policy/>)に掲載しております。

また、本プライバシーポリシーは、法令等の要請その他弊社が必要と認めた場合に予告なく改定する場合があります（最新の情報については弊社ウェブサイトをご確認下さい）。

8. お問合せ窓口について

当社が取得した個人情報の訂正・利用停止・破棄・開示等のご請求およびその他お問い合わせに関しましては、以下までご連絡ください。

上記の内容を理解し、私の個人情報が取り扱われることに同意します。なお、同居者等の第三者個人情報を提供する場合、当該第三者から事前に同意を得た上で提供していることを確約致します。

年 月 日

氏名

<窓口>

千野建物管理株式会社

電話番号：045-581-9556

所在地：神奈川県横浜市鶴見区豊岡町8-24

個人情報保護管理者：千野建物管理株式会社 主任